

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>九 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労移行支援(指定障害福祉サービス基準第百七十四条に規定する指定就労移行支援をいう。以下「指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はその一部の園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定就労移行支援事業所(指定障害福祉サービス基準第百七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下「指定障害者支援施設又はその一部の園(以下「指定就労移行支援事業所等」という。))の指定就労移行支援等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定就労移行支援事業所等 指定障害福祉サービス基準第百八十四条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。))の数を三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が三十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①から③までのいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が十五人未満の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が十五人以上五十人以下の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>③ 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>

<p>(2) 平成二十年四月一日以降</p> <p>指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、利用定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 一日の利用者の数が次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が五十人以下の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に百分の百二十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>② 利用定員が五十一人以上の指定就労移行支援事業所等 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の十を乗じて得た数を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>十 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注3の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定就労継続支援A型(指定障害福祉サービス基準第百八十五条に規定する指定就労継続支援A型をいう。以下「指定障害者支援施設が行う就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に掲げる就労継続支援A型をいう。))に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>(1) 平成十八年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間</p> <p>指定就労継続支援A型事業所(指定障害福祉サービス基準第百八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「指定障害者支援施設A型等」という。以下「指定就労継続支援A型等事業所等」という。))の指定就労継続支援A型等事業所等の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 過去三月間の利用者の数の平均値が、次の①又は②のいずれかに該当する場合</p> <p>① 利用定員が三十人以下の指定就労継続支援A型事業所等 指定障害福祉サービス基準第九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。))の数を三を加えて得た数を超える場合</p>	<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>合 厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>